

新潟県公安委員会告示第102号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第103条の規定による行政処分について
公開による聴聞を行うので、同法第104条の2第2項の規定に基づき、次のとおり
告示する。

令和8年9月2日

新潟県公安委員会
委員長 和田 裕

記

- 1 聴聞の期日
令和8年9月9日 午後1時
- 2 聴聞の場所
新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県警察本部聴聞室